

決議第2号

ブルーリボンバッジの着用に関する決議

上記決議を会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出
します。

令和4年3月24日

提出者 五島市議会議員 椿 山 恵 三
同 丸 田 敬 章

(提案理由)

口 述

ブルーリボンバッジの着用に関する決議

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が北朝鮮に拉致されました。日本政府は17名を拉致被害者として認定していますが、さらにこのほかにも拉致の可能性を排除できないケースが多数あるとされています。

北朝鮮による拉致問題の解決には、「国民一人一人の声」が何よりも強い力となるとともに、被害者本人と家族の大きな心の支えになります。

長崎県においても、北朝鮮による拉致問題は、国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、特に国境離島を有し、海を隔てて諸外国と向き合う長崎県にとっては、より切実な問題です。全ての拉致被害者の早期帰国・救出を求めるための取組として、内閣官房拉致問題対策本部や県内各市町等との共催による映像作品の上映会、拉致問題を考える国民の集いの開催、街頭署名活動の実施など、様々な啓発活動に取り組まれているのです。

ブルーリボンには、北朝鮮にいる拉致被害者と家族を結ぶ「青い空」と、日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」をイメージしたもので、被害者の生存と救出を信じる意思表示として広く着用されているのであります。北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）などが掲げる「全拉致被害者の即時一括帰国」の実現へ、日本が連帯して解決意思を示す必要があるとし、このリボンに思いが託されており、2021年11月13日、北朝鮮による拉致被害者の早期救出を求めて実施された「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」では、救出運動のシンボルである「ブルーリボン」の着用を初めて決議に盛り込み、全国の議員や地方自治体首長、また、多くの国民に着用を求められました。さらに、家族会・救う会は、地方公共6団体である全国都道府県議長会・全国市議会議長会・全国町村議長会・全国都道府県知事会・全国市長会・全国町村会へ要請文書を発出されました。これは、都道府県市区町村議会に所属する我が国全ての地方議員に対する要請であり、あわせて、都道府県知事・市区町村長に対する要請でもあります。

我々、五島市議会は、北朝鮮拉致被害者の早期救出を願い求める国民の一人として、これらの動きに呼応すべきであると考え、そのシンボルであるブルーリボンバッジの着用を推進することをここに決議する。

令和4年3月24日

五島市議会